

日時：令和6年11月1日（金）9時00分～11時00分

場所：Web会議システム「Zoom」利用によるオンライン開催

## 1 概要

### (1) 出席者

「出席者名簿」のとおり

### (2) 議事要旨

- ・ 深石次世代育成課長より開会のあいさつ
- ・ 次第に沿って各担当より説明、報告

## 2 議題

### (1) 「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」素案について

調整グループ圓山主査より、資料1-1「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」素案についてに基づいて説明。

#### <質疑応答・意見>

#### ○堤委員

私が活動する中で一番困っているのは、ヤングケアラーに対しての支援で、ホームページでケアラーであることに気が付けるように情報提供することなのですが、一番の問題は彼らに自分がヤングケアラーだという認識がないことだと思っています。その認識がない人たちがホームページを検索して、自分がケアラーかどうかを確認するのは厳しいだろうと思います。ヤングケアラーであることを本人たちが気付けるような、アウトリーチの取組み等を想定されているのかを教えていただきたいです。

一つ提案として、サポートドックの質問の中に「家のことをやらなければいけないので、自分のやりたいことができない」という質問項目があります。それに該当した場合には、例えばスクールソーシャルワーカーから市町村の方に、この子はヤングケアラーの恐れがありますという通告をする仕組みを作る等、もう一步踏み込んだ支援ができないかと思いました。

子どもたちのプレコンセプションケアについて、高校生や中学生の女の子たちは、婦人科に行かなくてはと思っても、婦人科に受診するというのはハードルが高すぎます。例えば、藤沢市にはユースクリニックがあり、友達や彼と一緒にいっても良く、居場所になっており、ワクチンについてのちょっとした講義等、様々な話題に触れられる機会があります。ユースクリニックのような、高校生や中学生の女の子たちが行ける居場所の拡充は、視野に入っていますでしょうか。

また、外国籍の子どもたちは文化が全く違うので、ヤングケアラーの状態であることが日常になっています。この子どもたちに日本ではヤングケアラーに該当することをどのように伝えるかという問題があると思っています。

子どもたちの意見を聞くために、意見表明等支援員を設置するという話があったと思い

ますが、支援員の資格要件について良ければ教えてください。

スクールライフサポーターとスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの違いについて明確になっていたら教えて欲しいと思います。

### ○深石次世代育成課長

プレコンセプションケアについて簡単に説明したいと思います。確かに、中高校生が婦人科を受診するのは難しく、なじみのない場所なので自分で行こうとはなかなか思わないですが、そのハードルを下げるためにもプレコンセプションケアを進めていきたいと思っています。ユースクリニックの拡充については、所管課である健康増進課が本日出席していないので、伝えた上で検討してもらおうと思います。ヤングケアラーの対応について及び意見表明等支援員の資格については、子ども家庭課より回答をお願いします。

### ○子ども家庭課 瀧本主幹

ヤングケアラーについて認識が持てないのは、本当に課題だと思っています。今年度、ヤングケアラーということを知ってもらう、もしかしたら自分はヤングケアラーかもしれないということ少しでも感じてもらうことを目指しています。

小学校6年生から高校3年生までを対象にヤングケアラーはどのような状態か、どのようなことをすることがヤングケアラーなのかということ、また、ヤングケアラーの状況があったら相談できることを伝えるため、LINE相談の二次元コードを示したカードを配布しています。少しでも気づいてもらえたらと思っています。

意見表明等支援員の資格要件について、きちんとした資格要件があるわけではありません。この意見表明をする対象者が一時保護を受けている子どもや、社会的養護環境下の施設、里親家庭にいる子どもになりますので、そのような子どもの声を聞くことができる人ということで、意見表明等支援員は児童相談所職員のOBを中心として、「子どもの声センター」という形で運営を行っております。

### ○岡部部会長

外国籍で文化が違う子どもについてはどのように関わるのかについても、堤委員から質問が出されております。もう一点はアウトリーチについて、どのように誰が関わるのかという話も出たかと思います。何か現時点で回答ができるのであれば、発言していただければと思います。

### ○深石次世代育成課長

学校支援課の方で、サポートドックについて気になる子どもがいたら外部の支援機関に繋ぐという取組みはありますか。

小中学校や高校にサポートドックという形でアンケートのようなもの送り、その中に先ほどあったようなヤングケアラーに当たる質問を設けていると聞いています。そこで気になる子どもは、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）やスクールカウンセラー（以下、SC）に繋ぎ、必要があれば外部の支援機関に繋ぐ仕組みだと聞いています。実際に実施されているのでしょうか。

### ○学校支援課 長澤指導主事

「かながわ子どもサポートドック」によって、アラートがついた生徒に関しては、各学校でSCやSSWの専門職も含めたスクリーニング会議を行い、その後SCやSSW等によるプッシュ型面談を実施し、必要に応じて外部機関に繋いでいる状況になります。

### ○堤委員

その件について、私が実際に県立高校4校でSSWとして働いている経験なのですが、ヤングケアラーの項目に該当する生徒に対して、市役所や町役場よりヤングケアラーである生徒たちを把握してくださいという依頼がありました。ヤングケアラーを行政で把握しきれないということです。

なので、サポートドックにヤングケアラーに関する質問項目があるのであれば、アラートの付いた生徒について、市町村に連絡をいただけないかという打診があったので、一步踏み込んだ対応をなされる予定はあるかという質問でした。

### ○学校支援課 長澤指導主事

こちらで持ち帰り、確認後お答えできればと思いますのでよろしくお願いします。

### ○堤委員

今の話の中で、児童相談所のOBが意見表明等支援員として子どもたちの意見を聞いているとのことですが、児童相談所のやり方に心配や不安がある子どもたちの話を、児童相談所のルールに詳しいOBが聞くというのは、本当に気持ちが聞けるのだろうかという疑問があります。例えば、児童相談所にはこんな事情があると説明されるようなことが起こると、子どもたちはしんどいのではないかと思っていて、ニュートラルに話を聞いている存在がいるとありがたいと思いました。

### ○子ども家庭課 瀧本主幹

確かにそうだと思いますが、支援員は話を聞くに徹することがこの取組みの目的ではあるので、その場で説得することはございません。現在、本当に「聞くこと」を大切にしようと活動していますので、今の御意見も参考にさせていただければと思います。

### ○佐藤委員

計画には保育士や人材の必要見込み数が掲載されています。その確保策が今後非常に重要な課題になってくると思います。今実際に保育士を養成している学校等では、学生数が減ってきていると聞いています。少子化の影響もあるかと思いますが、保育士の確保についてはどのような方策を立てていくのかお聞きしたいです。

また、現在、人材の紹介サイトがあり、実際現場ではそちらからの紹介で保育士の確保をしていますが、例えば紹介1人につき100万円以上の紹介料を払わなければいけない現状があります。最初にできることとして「保育士 求人」と検索したときに、ハローワークのホームページが一番上に上がってくるようにすることが重要だと思います。

ハローワークを利用するにあたって、非常に手間がかかるという話も聞いているので、手

続きの点についても改善することが、人材確保の点で重要だと思います。

今後の改善についてどのように考えているのかということと、少子化が進む中で、若い保育士を確保すること自体が難しくなっているのが、今後その掘り起こしをしていくのか、また、やはり保育士の給与が増えないと十分な保育士の確保は厳しいと思っています。県というより国の問題かとは思いますが、御意見等を伺えればと思います。

### ○岡部部会長

保育士確保に関する御意見だったと思います。保育士に限らず保育分野の人手不足は非常に深刻です。賃金や労働条件に関わってきますので、お答えできる範囲でお願いします。

### ○深石次世代育成課長

保育士確保策については大きく分けて3本柱で取り組んでおりまして、実際に保育士になる人を増やすというのが1本目です。2本目は、潜在保育士と言われる、資格を持っていても現場で働いてない人を現場に戻すという取り組みです。3本目は、給与改善もしながら今働いている人をやめさせないようにする取り組みです。例えば新規の保育士を増やすことについては、本県は全国で唯一、保育士試験を年3回実施しています。

また、ハローワークの話も出てきましたが、潜在保育士の方が、職場復帰をしようといったときにはハローワークに繋いでいただくと、手数料がかからず現場に復帰できると思います。ハローワークとは別に、保育士に特化した職業紹介について県が県社協に委託し設置している「保育士・保育所支援センター」があり、そこで復職支援をしています。これは無料職業紹介ですので、復帰にあたって保育園から手数料をいただくことはないのですが、佐藤委員のおっしゃる通りインターネットで検索をしても検索結果の上位に出てきません。県社協の方と、「保育士 転職」と調べたら検索結果の先頭に出てくるようにと話はしているのですが、やはり民間の有料職業紹介のサイトの方が広告費をかけているので、競争で負けてしまうようです。

では、お金かければ良いのかといってもあまり効率的ではないので、行政と連携している強みとは何だろうと考えたときに、本県では保育士の個人情報登録者名簿という形で所有できます。その点を活用し、個人情報の問題はありますが、実際に働いてない方で就職したい方をセンターに登録して繋げていく取り組みができないか現在考えており、来年度に向けて実際に予算調整を行っているところです。

また、若い保育士の掘り起こしや給与増額について、市や県が単独で給与増額をしているところもありますが、かなりの財源が必要となり佐藤委員のおっしゃる通りなかなか難しい現状です。しかし、職員の給与は国家公務員の給与に準拠しており、8月に国家公務員の人員院勧告が出た際、若い職種については上がり幅が約10%となっています。これがそのまま保育園の公定価格に反映することになれば、少し希望が持てるのではないかと感じています。毎年、知事から国へ職員の給与増額について要望はさせていただいておりますので、国の動きも見ながら取り組みを進めていきたいと考えています。

### ○岡部部会長

ニーズがあったとしても、福祉や教育は対人サービスであり、人材の課題は大きいと思

ます。佐藤委員がおっしゃっていたことは非常に大切に、民間の人材派遣会社はありますが、一方で公的などところで、どのように広報を含めた仕組みを作っていくかが課題かと思えます。

多方面で皆さまが努力、御尽力されているかと思えますが、引き続きよろしく願います。

#### ○佐藤委員

県社協で実施している職業紹介について、できれば県下すべての自治体等にもお知らせいただいて、さらに各保育園等にお知らせいただくように働きかけをしていただけると助かります。

また、人材紹介の会社に100万円以上支払ったが、紹介された保育士がすぐに辞めて、また紹介するという詐欺のような状態も見受けられるとの話も出ており、この状態を防ぐという意味においても、インターネット検索をして結果が上位に出るように予算をかけることは非常に効果が高いと思っています。

人材紹介の会社に支払う100万円の一部を補助するという自治体も出てきており、県下の各自治体全体での経費を考えると、そこに県として予算をかけるというのは、手段の一つだと思っています。座間市でも保育士の確保給付金を開始しましたが、非常に負担が重いです。県内でも様々な自治体で多くの予算をかけて確保策を講じざるを得ない状況になっているので、県として何に取り組むか考えていただきたいです。

#### ○福本委員

ハローワークの話が出ましたが、今年度ハローワークでは、人材不足、人材確保とその支援というところを最重要課題として取り組んでおります。県内7ヶ所に人材確保コーナーがありまして、特に人手不足が深刻な医療、福祉、警備、建設、運輸といった分野について支援に取り組んでおります。なので、保育士についても福祉分野に含まれており、人材確保の重点課題として、取り組みをさせていただいております。

各ハローワークにおいては、事業所（求人者）のニーズに答えて、ハローワーク内でミニ面接会を実施したり、求人者がハローワークを利用する方に対して自社のPRをしていただくPRコーナーを作っています。求人検索においては、他の人材不足分野でも同じように、求人を目立たせたいという思いもありますので、なかなか保育士の求人だけ一番に目立たせるという取り組みは難しい部分があります。

各ハローワークで簡単に求人検索ができるような工夫を行っております。それぞれのハローワークのホームページ見ていただくと、簡単検索の形で求人検索できる仕組みを作っております。潜在求職者をマッチングさせるための取り組みもハローワークでは実施していますが、数多く求人いただいているので、なかなか求人に対する充足はできていない状態です。行き届いてない部分はありますが、人材確保については最重要課題として現在取り組んでいるところでございます。

#### ○佐藤委員

保育士だけではなく、ある分野の求人検索をしたときに、インターネットの検索結果においてハローワークが一番上に表示されるよう何か対策を立てられないかについて、国等とも

連携して仕組みを作っていただきたいと思います。せっかく税金を投入して実施しているのに、大変もったいないと思います。

### ○岡部部会長

担い手を確保すると同時に定着支援をどのように行うか、また、社会福祉協議会以外にも県と国が協働して何かやる方法はないのかという御提案があったと受け止めさせていただきたいと思います。

### ○小林委員

就学前の子どもたちのための人材の確保や育成については非常に課題になっており、子ども施策検討部会でも議論がされています。

貧困対策検討部会ということで、少しお話をさせていただくと、特にユース世代の子どもたちに関わる支援は、それぞれの専門職の裁量や子ども自身が積極的に発信できるかの自助努力に任されている部分が多いと思っています。計画の中を拝見していくと、どうしても就学後の関わりの部分に関しては、基礎自治体で対応する部分が多いですが、県としては人材育成の研修の実施が重要な役割と思っています。

計画本体の 146 ページに「子どもの貧困等に係る人材育成」や「ひきこもり・不登校を支援する人材の養成研修」が挙がっています。この辺りは研修を受けている方々に支援の視点を持ってもらい、それぞれの現場で、先ほどのヤングケアラーのことも含めて、子どもたちに意識を持って積極的にアウトリーチできる人材の育成をイメージされていると思っています。

研修を誰に受けてもらうのか、どのように研修の中身を作っていくのかが重要で、先ほど取り上げた研修についても、対象を焦点化・明確化して、実際に研修を行う際には中身の工夫が必要だと思いました。堤委員もおっしゃっていたように、例えばヤングケアラーはアウトリーチする側が意識を持っていないと、気になる子どもも見つけられないと思います。

計画の中ではこのような書き方にとどまってしまうと思いますが、研修を実際に運用していく際は意識づけや工夫が必要だと思います。どうしてもユース世代に関して、計画上は明確な目標値を立てづらい状況にならざるを得ないのは理解しますが、少し工夫が必要だと思いました。

## (2)「神奈川県子どもの貧困対策推進計画 令和5年度点検・結果報告書」案について

企画グループ深町主事より、資料2-1「神奈川県子どもの貧困対策推進計画 令和5年度点検・結果報告書」案についてに基づいて説明。

### <質疑応答・意見>

### ○堤委員

以前、平塚市のこども家庭課に勤務していたときは、母子父子寡婦福祉資金の件数はとても多いと感じていましたが、実際に高校に勤務していると制度そのものを知らない生徒や保護者が結構いると感じます。周知の仕方によっても貸付件数は伸びてくるのではないかと思います。

いました。また、貸付を受けた人がどのくらいきちんと返済できているかについても加味すると、経済状況が改善しているか等現状がもう少し把握できるのではないかと思います。

サポートステーションについては、そこに行く力のある人たちの方が少ないという印象を受けています。なぜなら、サポートステーションがある場所が駅から遠く、アクセスできる子どもたちは良いですが、そこまで到達できない子どもたちも多く、また、サポートステーションに行くというのは明確に就労の意思がないと繋がらないからです。

就労した方が良いことはわかっているけれど、就労までは到達できない人たちが本当に路頭に迷っている中で、若者サポートステーションの支援の件数だけではなく、中間的な支援にどのくらい繋がっていて、そこからサポートステーションにどのくらい繋がったかという指標があると良いと思いました。

### ○深石次世代育成課長

サポートステーションについては確かに拠点が少ないので、対象になる方の身近なところで支援する資源があり、その支援者と一緒にサポートステーションに行くような仕組みがあると良いと思っています。場所を構えて相談者が来るのを待つのではなく、アウトリーチして一緒に動いてくれる支援者と身近なところで繋がれる場所ができないかについては、青少年課でも考えているところです。

母子父子寡婦福祉資金の周知は子ども家庭課より話せますか。

### ○子ども家庭課 瀧本主幹

担当が別なので、いただいた意見については課内に伝達させていただければと思います。貸付件数は下がっているけれど、そもそも周知が不十分ではないかという点については意見として承りました。

### ○堤委員

その貸付については利用条件もありますよね。例えば、今まで未納等があると難しい等あるかと思いますが、そのような点も加味して必要な人たちに届いているかについても検討いただいたほうが良いと思いました。

サポートステーションに関連して、平塚市では「はたらつく・ひらつか（就労準備支援事業）」という場がありますが、福祉総務課内に相談窓口として入っており、その支援者がアウトリーチとして学校に来てくれます。サポステまで繋ぐハードルが高過ぎるので、子どもたちに対して一緒に話してみる場を設ける等関わってくださいます。

神奈川県立高校7校にNPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわ（ME-net）という団体が入り、学校が続かない、働きたいけれど1人でサポートステーションには行けない等の子どもたちにアウトリーチしてくれています。このような仕組みがすべての高校に導入されると良いと思っています。

### ○岡部部会長

この件の関連でお話しますと、神奈川県的生活援護課で生活困窮世帯と生活保護世帯に対して、貸付をどの時期に利用したほうが良いか、どのように利用すれば良いか等、年間スケ

ジュールも示すようなマニュアルを作成していただいています。県下でもそのマニュアルを活用していただき、周知いただくという方法も取れると思います。貸付については、時期とその家庭の家庭状況があり、利用する際に一定の制限があると言えます。

社会福祉協議会が実施している生活福祉資金の貸付制度の中で教育支援資金というものがあり、その利用率は非常に高く、特に減少しているわけではないため、時期に合わせてそれぞれの制度を選択しているのではないかと考えます。

また、若者サポートステーションの利用者について、発見して繋ぐ際にはサポートステーションの問題というよりも、関係者との連携をどうしていくのかが一つ大きな課題かと思いを聞いておりました。

### ○佐藤委員

貧困の問題で一番の課題は、離婚をしたときに約70%が養育費をもらっていないという現状があることだと思っています。離婚をする際に、公正証書等でしっかりと養育費の約束をすることが重要だと思っていて、座間市でも公正証書作成等の補助を行っています。離婚をするときに法的な知識があるかないかで、その後の生活の経済面に影響があると思うのですが、そのあたりについて現在何か支援があるのか、また、今後どのように考えているかをお示しいただければと思います。

### ○岡部部会長

子どもの貧困の主な世帯はひとり親世帯であり、父子家庭もありますが母子世帯の方が圧倒的に多く、それも離別母子ということで、相手方から養育費や財産分与、慰謝料等がなかなか得られない、特に養育費が得られないとの現状があります。

この問題については以前から課題として取り上げられていますが、佐藤委員からはその点について何らかの対策が取られているのかと質問がありました。他国では養育費を先取特権で本人収入から差し押さえするところもあります。日本は民事の扱いで、先取特権までの方向性には至っていない状況にあります。

### ○深石次世代育成課長

子ども家庭課の所管事業で公正証書作成時の費用支援する取組みを昨年度か今年度から始めたはずですが。確認させていただきます。

### ○岡部部会長

日本のひとり親の大きな問題として、相手方が養育責任を果たさないことがあります。協議離婚や調停離婚をしたとしても、なかなか履行されていないということです。

規範的な問題を法的な問題にしていく、そのためにも離婚された方に対しての法的なサポートを行政でどこまで行うのかが重要となってくると思います。

### ○堤委員

公正証書を作成しても、相手方が支払わずに逃げていけば、支払わないままになってしまうため、公正証書を作成する支援は一定の効果はあるかと思いますが、万全ではないと強く

思っています。

また、離婚が成立していないと児童扶養手当がもらえないので、生活がとても苦しくなる原因だろうと感じています。離婚が成立していない、または配偶者は出て行っているが住民票を異動していない等の理由で児童扶養手当を受け取れない事例が実際あり、すると児童扶養手当が支給されるまでずっと困窮する事態になります。相手方が保険証の手続きを行わずいつまでも医療費は実費を払うという事態も起こります。住民票はあっても、その場に配偶者が住んでいなければひとり親と認定する等、実態に即して児童扶養手当を支給できないようにならないと、貧困はなくならないと感じています。

### 3 報告事項

#### (1) 「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」改正素案について

調整グループ藤本主査より、資料3-1「神奈川県子ども目線の施策推進条例（仮称）」素案についてに基づいて説明。

#### <質疑応答・意見>

##### ○小林委員

条例に関しては様々な法的チェックもあるかと思うので、できる範囲で構わないのですが、「こども」の定義を本審議会の中でもディスカッションして、あえて外すという判断をしたこと、子どものとらえ方について様々な法令制度と照らし合わせたときに県としてこの選択をしたことについては、書ける範囲で書いても良いのではないかと思います。

##### ○岡部部会長

「こども」の定義や標記については相当ご苦勞されたのではないかと思います。「子供」や「子ども」のように漢字を入れるか等の議論もあったと思います。それぞれの法令でどう規定されているかその背景等も含めて、県としてどうされるのが県民にとっても一番良いのか御検討をされたと思います。

#### (2) 令和6年度神奈川県子どもの生活状況調査について

企画グループ深町主事より、資料4「神奈川県子どもの生活状況調査について」に基づいて説明。

#### <質疑応答・意見>

##### ○堤委員

経済状況により子どもたちが置かれている環境への影響が非常に大きいというのは、日々痛感するところですが、実際に経済状況が厳しいから部活動ができなかったのか、それとも父母ともに部活動に積極的に参加する文化がそもそもないのか、経済状況の影響はもちろんあるかと思いますが、それだけではないのではないかと感じながら、聞かせていただきました。

## ○岡部部会長

非常に大切な御指摘です。経済的な状況があり部活動に参加できないという一方で、経済的にいかに厳しい状況に置かれている認識であるとか、それを抑制する働きが保護者の方からもあるのではということもあり得ます。経済還元主義的にすべて経済的な理由で参加できないと捉えるのだけでなく、複合的な要因もあるということをお指摘されたらと受け止めます。

## ○佐藤委員

日本の教育の課題として感じているのは、生きていく上で必要な法律や社会の仕組みの知識について教わらない、知る機会が少ないという点です。貧困の負のスパイラルから脱するためには、手に職を付けたり法的な知識を得たりしながら生き抜いていかななくてはならないです。高校生するとき、できれば中学生のときに社会で生きていく上で必要な法的な知識を教わる仕組みを作ったり、行政書士や弁護士と県民が近い関係が築けたりすれば良いと非常に感じています。

## ○小林委員

貧困対策推進計画の点検・結果報告書について、先ほど座間市の取組みとして養育費確保支援の話もありましたが、県として今回の令和5年の報告書では間に合わないと思いますが、今後各自治体で取り組まれている個別の事業や取組みについて、情報を集めていただくと良いのではないかと思います。

また生活状況調査ですが、国で実施しているのと同じように、ひとり親家庭等世帯構成別で集計したとき、どのような特徴があるか、ぜひ特徴的なところがあれば本部会での報告や現場へのフィードバックをしていただければと思います。

## ○深石次世代育成課長

ある学校の生徒の話を知っていたら、生活が苦しくてアルバイトをしているが、最低賃金があること自体を知らなくて、低賃金で働かされているということがありました。その生徒は学校の授業の中で最低賃金があるという話を聞き、店長にかけ合ったら計算を間違っていたと給与が上がったという話でした。教育の部分で何ができるのかについて、関係部局とも共有していきたいと思っています。

生活状況調査について、分析方法は国と同じようにさせていただく予定ですので、また改めて結果が出たらお知らせいたします。

## ○福本委員

最低賃金等の法的な知識を生徒に持っておいてほしいという話がありました。当局の労働基準部という部署において、すでに一部の高校で実施している労働基準法を中心とした授業のほかに、働く上で安全に働けるルール等を学校や生徒へ伝える場について、私どもの安定部と協力して進めていきたいという話も出ております。安全衛生の分野についても、学校へ働きかけていこうと検討段階に入っておりますので、一言添えさせていただきました。

**○岡部部会長**

経済的にも、社会的にも、文化的にもきちんと子どもや若者たちを支える社会にしていくことが大切だと思います。それをより一層進めていく取組みについて、様々な御意見が出されたと思います。

以上